

平成 2 7 年 3 月 甲良町議会定例会会議録

平成 2 7 年 3 月 2 0 日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 議案第 2 号 | 甲良町犯罪被害者支援条例 |
| 第 3 | 議案第 20 号 | 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第 24 号 | 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 第 5 | 議案第 25 号 | 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 |
| 第 6 | 議案第 6 号 | こうら農産物加工所の設置に関する条例 |
| 第 7 | 議案第 18 号 | 甲良町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例 |
| 第 8 | 議案第 19 号 | 甲良町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 |
| 第 9 | 議案第 12 号 | 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 10 | 議案第 21 号 | 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 議案第 22 号 | 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 12 | 議案第 23 号 | 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 13 | 議案第 27 号 | 平成 2 6 年度甲良町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 第 14 | 議案第 28 号 | 平成 2 6 年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 第 15 | 議案第 29 号 | 平成 2 6 年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 第 16 | 議案第 30 号 | 平成 2 6 年度せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第 5 号） |
| 第 17 | 議案第 31 号 | 平成 2 7 年度甲良町一般会計予算 |
| 第 18 | 議案第 32 号 | 平成 2 7 年度甲良町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 19 | 議案第 33 号 | 平成 2 7 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第 20 | 議案第 34 号 | 平成 2 7 年度甲良町介護保険特別会計予算 |

- 第21 議案第35号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
 第22 議案第36号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 第23 議案第37号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
 第24 議案第38号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計予算
 第25 議案第39号 平成27年度甲良町水道事業会計予算
 第26 甲良町盗水疑惑特別委員会調査報告
 第27 発議第2号 甲良町盗水疑惑特別委員会調査報告決議（案）
 第28 請願第1号 年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願
 第29 議員派遣について
 第30 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	山 田 裕 康	2 番	阪 東 佐智男
3 番	野 瀬 欣 廣	4 番	西 川 誠 一
5 番	濱 野 圭 市	6 番	丸 山 光 雄
7 番	木 村 修	8 番	藤 堂 一 彦
9 番	丸 山 恵 二	10 番	金 澤 博
11 番	西 澤 伸 明	12 番	建 部 孝 夫

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	教 育 長	堀 内 光 三
総 務 課 長	中 川 愛 博	教 育 次 長	金 田 長 和
税 務 課 長	上 田 和 光	産 業 課 長	若 林 嘉 昭
住 民 課 長	川 嶋 幸 泰	建設水道課長	北 坂 仁
総務課参事	宮 川 哲 郎	学校教育課長	大 橋 太
企画監理課長	中 川 雅 博	社会教育課長	山 本 昇
人 権 課 長	陌 間 守	会計管理者	寺 川 貴代美
保健福祉課長	米 田 志保子		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 陌 間 忍 書 記 山 崎 志保美

(午後 1時56分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成27年3月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 西川議員および5番 濱野議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第2号、日程第3 議案第20号、日程第4 議案第24号および日程第5 議案第25号を一括議題といたします。各議案については、総務民生常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

西澤委員長。

○西澤総務民生常任委員長 読み上げて報告にかえさせていただきます。

平成27年3月20日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

委員長 西澤伸明。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1 審査結果。

議案第2号 甲良町犯罪被害者支援条例。

原案 可決。

議案第20号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

原案 可決。

議案第24号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

原案 可決。

議案第25号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例。

原案 可決。

2 審査経過。

議案第2号 甲良町犯罪被害者支援条例について。認定の仕組みとはとの問いに、総務課、住民課、人権課の課長で構成する内部審査会を設置し、必要があれば外部の意見を聞くとのことであった。危険運転による交通事故は見舞金

の対象になるのかとの問いに、近隣の状況を見ながら検討したいとのことであった。見舞金は、県内他市町と比較してどうかとの問いに、遺族見舞金は1人30万円、傷害見舞金は10万円で、他市町とほぼ同額とのことであった。そのほかにもいろいろ質疑があった。

2ページにいきます。

議案第20号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

本町は、認定率が高く、保険料も高いが、第6期計画での展望はとの問いに、高齢化率は年々上昇しているが、認定率は3年間横ばいの状態で、介護予防事業の効果があらわれている。今後も介護予防事業を効果的に推進し、生活支援体制の充実に努めるとのことであった。

議案第24号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

今回の改正により、介護予防給付から外れる者は何かとの問いに、要支援1、2の訪問介護、通所介護が給付から外されるが、地域支援事業に移行されとのことであった。見直し後の包括的支援事業の内容はとの問いに、現状の事業に加え、主に在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が充実されとのことであった。そのほかにもいろいろ質疑があった。

議案第25号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例。

特に質疑はなかった。

以上です。よろしくお願いします。

○建部議長 以上で、総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第2号 甲良町犯罪被害者支援条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第２号は可決されました。

次に、議案第２０号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 １１番 西澤です。

甲良町の介護保険事業は、大変厳しい状況にあります。６期を迎えるにあたっての現在の状況でも、県下で一番高い介護保険料という状況が続いています。そして、高齢化率、罹病率、認定の率ともに伸びています。報告にあったように、介護予防の事業の推進、現場の努力などで横ばいの状況が続いて、改善の方向に進み出したかなと思えるような状況もございます。しかし、早期発見、早期治療は医療だけではなくて、介護も、それから認知症についても最近、特に指摘をされてまいりました。利用料の金額でちゅうちょするのではなく、早期発見、早期治療を進めていく上でも負担の軽減は何よりも大事です。そういう点で、議案第２０号については、引き上げの方向が出されている条例でありまして、賛同できないことを申し上げておきたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２０号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第２０号は可決されました。

次に、議案第２４号 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 ２４号、２５号、関連いたしますので、共通の討論といたします。

報告の中にもありましたように、要支援１、２についての介護保険事業から外される部分が多くなってきます。政府の改悪案は医療介護の総合法、略して言いますが、そういう中に組み込まれて、保険支出の国庫負担分を抑えるという形で市町に丸投げをしていく。そして、ボランティア等に任せていくという

状況です。一般質問でも取り上げましたけども、全国でその移行の体制が整ったところはわずか7％に過ぎません。そういう点でも国の制度そのものが問題視されていまして、ある地域ではこの医療介護の総合事業そのものを政府に撤回を求めていく署名や運動、陳情などが関係団体や介護保険事業を営んでいる方々の要望として非常に強まっているのを報道で見えています。そういう点でも、この甲良町が抱える、健康で長生きできるまちづくりをめざす、そういう角度から見ても、この国の流れに対抗していく、こういう明確なメッセージと方策を持つ必要があることを述べて、賛同できないことを述べさせていただきます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、議案第25号 甲良町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第6 議案第6号、日程第7 議案第18号および日程第8 議案第19号を一括議題といたします。

本案については、産業建設文教常任委員会に付託され審査が行われましたので、その報告書が提出されております。

これより産業建設文教常任委員会の審査報告を求めます。

濱野委員長。

○濱野産業建設文教常任委員長 それでは、朗読をもって報告にかえさせていた
だきたいと思います。

産業建設文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、会
議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

1 審査結果。

議案第 6 号 こうら農産物加工所の設置に関する条例。

原案 可決。

議案第 18 号 甲良町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例。

原案 可決。

議案第 19 号 甲良町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関す
る条例。

原案 可決。

2 審査経過。

議案第 6 号 こうら農産物加工所の設置に関する条例。

給食センターの建物の耐震は大丈夫なのかの問いに、平成 7 年の建築であり、
耐震基準はクリアしているとのことであった。災害時の炊き出し等に使用でき
るかとの問いに、直売所の加工所として使用するものであり、今のところ考え
ていないとのことであった。加工所の利用が増えれば、スペースの拡大も考
えているかとの問いに、利用者の状況を見ながら考えていきたいとのことであ
った。その他にもいろいろと質疑、指摘があった。

議案第 18 号 甲良町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例。

特に質疑はなかった。

議案第 19 号 甲良町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関す
る条例。

地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定に基づく新教育長の身分
は、一般職か特別職かの問いに、新教育長は特別職の身分を有する者であり、
法律の特別な定めがない場合は、地方公務員法は適用されないとのことであっ
た。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 以上で、産業建設文教常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第 6 号 こうら農産物加工所の設置に関する条例について討

論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 一般質問でも、丸山議員が指摘をさせていただきました。利用者、そして関係者の加工所の設置、改修など設備の設置が必要であります。そういうことも含めて関係者、利用者と十分に協議をして意思一致していただく、そして、その意見を反映するよう努力を求めて賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、議案第18号 甲良町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 18号、19号、共通いたしますので、同じ討論とします。

この条例は、もともと地方教育行政の長を選ぶ上で、首長の権限が非常に強くなると同時に、もうひとつ憂慮する問題は、政治的中立を掲げる教育行政が、現在でも首長の影響が非常に強い状況であります。そこを制度的にも首長のもとに置く任命制に変えるというところでありまして、そういう点で教育行政のもともと持っている中立性、それから、人格の育成を中心任務とする教育行政が歪められる可能性が大きいですし、政治の変化によって教育内容が変わっていくということについては、とても容認することができない内容です。そういう法のもとにつくられた条例でありますので、今回、反対をいたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、議案第19号 甲良町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第9 議案第12号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 新しく甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会が設置をされ、その費用弁償が盛り込まれました。この委員会そのものは、従来、現在問題になっています人口減少の問題に対応し、甲良町が人口減少を克服して増加に転じていく、そういう方向を示す案を論議する場であるというように聞いています。そして、そのことがぜひ成功できるように、その成功のもと、町民の意見、とりわけ本音で語れる委員会、そして、住民が多く参加できる、心おきなく意見が言える、そういう場として設定していただけることを注文して、賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第 12 号は可決されました。

次に、日程第 10 議案第 21 号 甲良町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも医療介護総合法との関連が大きいところであります。地域密着型といえども、町の持ち出しが増え、そして、ボランティアによる体制を整えなければならないという点でも町民の負担が増え、そして、専門的な知識や技能が必要なところをボランティアでカバーするという方向でありますので、これはぜひとも町としても克服をしていく必要がありますし、国がこういう制度を押しつけてくるということについても反対の表明をしておきたいと思えます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 21 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第 21 号は可決されました。

次に、日程第 11 議案第 22 号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案第 21 号、22 号も共通した、先ほど言いましたように、国の医療介護の総合事業から根拠が来ています。そういう点でも賛成できないことを表明させていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 22 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第12 議案第23号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第13 議案第27号 平成26年度甲良町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第14 議案第28号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長　ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第２８号は可決されました。

次に、日程第１５　議案第２９号　平成２６年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長　ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第２９号は可決されました。

次に、日程第１６　議案第３０号　平成２６年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　４月１日から指定管理に移行するせせらぎの里こうらの道の駅の事業の会計です。これについては、さまざまな論議があります。指定管理をした問題などがあります。今回、補正予算という範囲で賛成討論といたします。

○建部議長　ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３０号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長　ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第３０号は可決されました。

次に、日程第 17 議案第 31 号から日程第 25 議案第 39 号までを一括議題といたします。

本案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。

○西川予算決算常任委員長 読み上げて報告にかえさせていただきます。

平成 27 年 3 月 20 日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

1 審査の結果。

議案第 31 号 平成 27 年度甲良町一般会計予算。

原案 否決。

議案第 32 号 平成 27 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

原案 可決。

議案第 33 号 平成 27 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案 可決。

議案第 34 号 平成 27 年度甲良町介護保険特別会計予算。

原案 可決。

議案第 35 号 平成 27 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

原案 可決。

議案第 36 号 平成 27 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

原案 可決。

議案第 37 号 平成 27 年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

原案 可決。

議案第 38 号 平成 27 年度甲良町下水道事業特別会計予算。

原案 可決。

議案第 39 号 平成 27 年度甲良町水道事業会計予算。

原案 可決。

2 審査経過。

議案第 31 号 平成 27 年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

町税の固定資産税滞納繰越分 700 万円の算出根拠はとの問いに、昨年 11 月末現在、滞納額 3,700 万円に、収納率 18.6% で計上した額とのこと

であった。中長期在留者居住地届出事務委託金 14 万 9,000 円は、災害時の受け入れのものかとの問いに、災害時のものではなく、外国人の登録事務費とのことであった。住宅建築物安全ストック形成事業補助金 15 万円の内容はとの問いに、個人の木造住宅の耐震補強補助金で、1 件分とのことであった。人権啓発活動事業委託金 24 万 3,000 円の内容はとの問いに、主に町民のつどいの講師や手話通訳の謝金に充当しているとのことであった。農村地域防災減災事業補助金 3,576 万 9,000 円の内容はとの問いに、ため池のハザードマップ作成のための台帳整備および調査、診断に係る費用とのことであった。明日の教育のための支援事業補助金 500 万円はどのような内容かとの問いに、学校教育課長の人件費補助とのことであった。町債のそれぞれの交付税算入率は、また、いつから算入されるのかとの問いに、臨時財政対策債が 100%、衛生債と消防債が 30%の算入率で、土木債は算入なしであり、初年度から交付税が算入されるとのことであった。そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

歳出の部。

総務費の弁護士顧問料 61 万円を計上しているが、契約先と契約内容はとの問いに、京都の福井総合法律事務所で、電話相談や出向いての相談は契約の範囲内であり、案件等の書類作成や訴訟については別途料金とのことであった。企画費の世代をつなぐ集落の元気づくり交付金 980 万円の内訳はとの問いに、60 万円の 13 字および特別枠の 40 万円の 5 字分とのことであった。ふるさと応援基金積立金 1,203 万円の算出根拠はとの問いに、ふるさと応援寄付金 3,000 万円の寄付に対し、必要経費を差し引いた分とのことであった。非常備消防費の施設修繕工事費 92 万 7,000 円の内容はとの問いに、防火水槽の漏水修理費とのことであった。社会福祉総務費の成年後見人報酬助成費 33 万 6,000 円の内容と対象者数はとの問いに、町長申し立てによる補佐人の人件費 1 人分で 2 万 8,000 円の 12 カ月分とのことであった。保健衛生総務費の豊郷病院小児科医師確保対策負担金 150 万円の内容はとの問いに、小児科の医師を確保するため、近隣 4 町で平成 26 年度から 5 年間負担することとのことであった。塵芥処理費の一般廃棄物収集運搬業務委託 2,157 万 7,000 円計上されているが、平成 27 年度夏季の週 2 回収集を 2 カ月間増やして実施するための増加予算はとの問いに、157 万 7,000 円の増加とのことであった。農地費の集落営農法人化支援交付金 120 万円の内訳と交付条件はとの問いに、40 万円の 3 団体分で、法人化すれば交付を受けることができるとのことであった。花がささやく甲良路の推進補助金 30 万円の補助単価と面積はとの問いに、面積は 2 ヘクタールで、コスモス等の作付けに対し、1,000 平米当たり 1 万 5,000 円の補助とのことであった。道路橋梁費の町

道新設改良費 2, 367 万円の対象はとの問いに、町道池寺寺道線、町道尼子細線、西ヶ丘山林進入路の 3 カ所とのことであった。土木総務費の木造住宅耐震シェルター等設置補助金 20 万円の概要と補助件数はとの問いに、個人の住宅内に地震等の災害時に避難する場所としてシェルターを設置するもので、全額県費補助であり、1 件分を計上しているとのことであった。教育振興のスクーリング・ケアサポーター派遣事業報償 120 万円の内容はとの問いに、不登校傾向にある児童の相談相手や学習支援を行うため、比較的児童に近い年齢の大学生等を学校や家庭に派遣する事業とのことであった。資料館費の警備保障委託 33 万 7, 000 円が計上されているが、火災報知器との連携はできているのか、また、防犯カメラ等の設置はできているのかとの問いに、警備保障との連携はなく、防犯カメラの設置もできていないとのことであった。

平成 27 年度以降、町の財政不足の状況は改善が見込めず、基金の残高も減少していく状況であり、非常に厳しい現状である。防災センターの建設計画については、議員との協議を十分重ね、住民合意を得ながら慎重に進めていくようにという意見があった。そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 32 号 平成 27 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。一般被保険者高額療養費負担金 6, 811 万 8, 000 円が、前年度より 1, 331 万 8, 000 円増加している理由はとの問いに、高額療養費が前年比 21.4% 伸びており、1 人当たりの医療費も件数も増加しているとのことであった。その他、一般会計繰入金 6, 066 万 7, 000 円は、法定内繰り入れかとの問いに、職員の人件費、財政安定化支援事業費、出産育児一時金の法定内繰り入れであり、特定健康診査は全額一般会計からの繰り入れとのことであった。保険給付費の出産育児一時金 714 万円は何人分で、また近年の出生者数はとの問いに、42 万円の 17 人分であり、国保加入世帯の出生者の状況は、平成 23 年度 14 人、平成 24 年度 9 人、平成 25 年度 17 人、平成 26 年度は 12 月現在 11 人とのことであった。そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 33 号 平成 27 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。後期高齢者広域連合負担金保険料分 6, 508 万 4, 000 円の内訳はとの問いに、保険料徴収分 4, 231 万 7, 000 円と保険基盤安定繰入金 2, 276 万 7, 000 円とのことであった。そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 34 号 平成 27 年度甲良町介護保険特別会計予算。現年度分調整交付金 4, 607 万 8, 000 円は、国の補助率 25% の範囲内かとの問いに、介護給付費国庫負担金は 20% で、調整交付金は 5% であるが、認定率や高齢化率により、本町は 5% よりも多く交付されているとのことであった。介護予防サポーター報償 7 万 5, 000 円の内容はとの問いに、認知症キャラバンメイトによる学校や地域でのサポーター養成講座の活動に対する報償費で、年間

3,000円の25人分とのことであった。本町の高齢化率および認定率等の状況はとの問いに、高齢化率は29.2%で、県下で3番目に高く、認定率は20.7%で、県下で最も高いとのことであった。このほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第35号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。平成26年度の販売実績はとの問いに、現在3区画販売済みとのことであった。町外の方でも購入できるのか、また広報はどのように行っているかとの問いに、町内の販売価格は23万円、町外は30万円で販売しており、今後、近隣市町へも広報等の依頼をしていくとのことであった。そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第36号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。住宅新築資金等貸付元利収入の滞納繰越分829万円が計上されているが、悪質な滞納者への法的措置はどう考えるのかとの問いに、面談等を行い、できるだけ法的措置を取らずに納付勧奨していくが、理解が得られない場合は法的措置も必要と考えるとのことであった。そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第37号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。現在どれだけの残地があるかとの問いに、土地裁判時の残地51件のうち32件を売却し、現在19件で面積は7,300平米とのことであった。土地の払い下げ単価はとの問いに、宅地1平米当たり1万円とのことであった。そのほかにもいろいろ質疑があった。

議案第38号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計予算。受益者分担金115万6,000円は、同和減免後の額かとの問いに、現年度分の89万6,000円は減免がないが、過年度分の26万円には減免が含まれているとのことであった。また、受益者分担金の過年度分26万円の積算根拠はとの問いに、分納分1万3,000円の20件分とのことであった。そのほかにもいろいろ質疑があった。

議案第39号 平成27年度甲良町水道事業会計予算。水道使用料の基本料金の基準は10立米であるが、使用水量の少ない方に対して、2段階の基本料金設定を考えていないかとの問いに、現在は考えていないとのことであった。建設改良費の配水管布設工事補助金50万円の内容はとの問いに、30メートル以上離れた場所に給水管を設置する個人に対し、工事費の20%を補助するものであるとのことであった。そのほかにもいろいろ質疑があった。

以上。

○建部議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、平成27年度各会計予算の討論、採決の前に、西澤議員から平成27年度甲良町一般会計予算に対する修正動議が提出されておりますので、これを議題といたします。

発議第3号の修正動議について、西澤議員から説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 発議第3号を提案させていただきます。

平成27年度甲良町一般会計予算に対する修正動議であります。地方自治法第115条の3及び甲良町議会会議規則第17条第2項の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成27年3月20日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 西澤です。

賛成者 丸山光雄議員となっております。

説明をする前に、字句の追加をお願いいたします。3ページ、一番裏であります。3、歳出のところではありますが、本年度予算の財源内訳とあります、「予算」と「の」の間に「額」を入れてください。抜けておりましたので、「予算額の財源内訳」となります。

それでは、議案を説明させていただきます。

1ページは、議案第31号 平成27年度甲良町一般会計予算に対する修正案でございます。議案第31号 平成27年度甲良町一般会計予算の一部を次のように修正します。

第1条中、歳入歳出予算の総額36億円を歳入歳出それぞれ35億8,000万円に改めます。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改めます。歳入は、町債です。2,000万円の減額となります。ですから、ここにありますように、町債1億7,130万円を2,000万円減額をして、修正金額1億5,130万円となります。歳入合計は、この記載してあるとおりでございます。

歳出は、款9の消防費、それから項の1消防費、修正額が1億760万9,000円となります。修正額が同じように、2,000万円の減額となります。歳出合計は、歳入合計と同じになります。

第3表です。地方債の表の一部を次のように改めます。

1つ、緊急防災減災事業債、限度額2,000万円を全額削除します。

2つ目に、限度額合計が、よって1億7,130万円を1億5,130万円に改めるものであります。

2 ページの説明であります。この細目を記載しております。修正金額は、原案の取り消し線の上に記載金額とするものです。

総括では、先ほども言いましたように、本年度予算 1 億 7, 1 3 0 万を 1 億 5, 1 3 0 万円に減額します。歳入合計は、先ほどと同じであります。前年度の比較が出されています。歳出ですが、款 9 の消防費、本年度予算が 1 億 2, 7 6 0 万 9, 0 0 0 円を 1 億 7 6 0 万 9, 0 0 0 円に、2, 0 0 0 万円を減額いたします。そして、財源の内訳が、地方債が変わります。2, 4 7 0 万円が 4 7 0 万円に減額されます。よって、歳出合計もそれぞれ記載しているとおりになります。地方債のところで言えば、5, 1 3 0 万円も先ほど書かせていただきました、3, 1 3 0 万円となります。その他会計、一般財源は変わりありません。

3 ページです。歳入です。消防債、款 2 0 町債、項 1 町債、4 目 消防費、本年度で 2, 4 7 0 万円が 4 7 0 万円に修正されます。そして、節ではこの説明となります。防災対策事業債が 2, 4 7 0 万円が 4 7 0 万円に変わります。説明の中で書かれています、予算書にありました緊急防災減災事業債が 2, 0 0 0 万円、皆減となります。

歳出ですが、款 9 消防費、項 1 消防費、そして、3 目の防災費が本年度 3, 1 1 6 万 1, 0 0 0 円から 1, 1 1 6 万 1, 0 0 0 円と 2, 0 0 0 万円の減額となります。地方債も同じく、先ほども記載をしておるとおり、2, 4 7 0 万円が 4 7 0 万円となります。そして、節のところで甲良町防災総合センター設計業務委託の金額が皆減となります。そして、委託料もそれに伴って 2, 4 3 9 万 5, 0 0 0 円が 4 3 9 万 5, 0 0 0 円となります。合計は、それぞれ記載してあるとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

修正動議を提案するにあたりましての私の思い、考えをあらかじめ申し上げておきたいと思えます。一致点を誠実に尊重したいと考え、この修正動議を提出することとしました。私たちは、防災減災の上でも有機的な人々のつながりの強化ならびに町民と行政の信頼の構築こそ、いざのときの大切な大切な基礎になるものと確信をしています。その上で、大災害時に対応できる機能を持つ構造物が別建てで、しかも巨額の費用をかけて必要なかどうかのなかについては、時間をかけた論議が必要になるところであります。

その理由は、1 つは現在の庁舎が手狭といえども、耐震上の問題なしとしていることが重要な理由です。町の幹部を務めた方から聞いたことがあります、現庁舎はもともと 3 階に建てることのできるだけの強度を確保していると聞いています。

理由の 2 つ目は、町民の暮らし、福祉、医療、介護、子育ての課題では、一部前進面はありますが、6 億、7 億の費用を箱ものの建設優先の不信を招いてし

まい、町民的には納得が得られないと考えています。その上で、建設水道課の建物が耐震を満たさない、危険極まりないというのであれば補強工事なり最小限の規模に限定した対応が必要なのかもしれません。

3つ目に、住民合意を尊重するという観点から言えば、防災センターの全体像、その必要性、その機能の内容と考え方、コンセプトが示されていないのです。ましてや、基本設計も示されていません。ということは、議会はもちろんですが、町民の間での議論の前提となる材料が提供されないまま実施設計予算が計上されていることに問題があります。国の補助制度が締め切られるまでに実行が必要と言われますが、この国の方針そのものが私は間違っていると思います。基礎自治体にとって必要であれば早い者勝ちではなく、早い者勝ちで駆け込んで手を上げさせるような施策の推進方法ではなく、国民の命を守る重要な政策として期限を設けることは不当であることを申し上げていく必要があるし、そのことを発信していただきたいと考えています。

よって、住民合意を前提とした議会での論議、結論がなされていない単独防災センターの建設計画は、いったん立ちどまって設置そのもの、必要な機能など、論議をするためにも、最大公約数で設計業務委託は削除することが望ましいというように私は思いますので、皆さんのご賛同、ぜひともよろしくお願いいたしまして、提案説明といたします。

○建部議長 説明が終わりました。ただいまの提案に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 7番 木村でございます。この修正動議に対しまして、要は賛成討論とさせていただきたいと思います。予算決算常任委員会の際に、私は原案に対して賛成をさせていただきましたが、この項目に関してちょっとひっかかっておりまして、今日ここに修正動議を出されたということで、これを賛成したいと思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 私他一応、この前の委員会の際については賛成をさせていただきました。ただ、防災センターというのは、1年前から内容は聞いておったんですけども、図面等については先般出たばかりで、私は建てるということについては今後は賛成していこうと思っているんですけども、いったんやはり議会の論議が薄い段階で進めていくというのは、これはちょっとまずいところもあるのかなとも思っております。ただ、賛成した理由は、否決をしてほかの予

算が執行できなかったらとんでもない話なので、この限定された内容であれば、とりあえずはいったんここでさせてもらおうと思っております。

○建部議長 ほかにありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 私も予算委員会で、防災センターの実施設計の2,000万円について不安に思っていた1人でございます。先ほど来から話がございますように、今、基本設計が進められている途中というようなこともございます。しかしながら、ほんとうに議論される材料がほとんど出ていない、略設計であるとか、資金計画、利用計画等々、示されていないままで防災センターの計画は実施設計に入っているということは進んでいくんだろうと不安を持っておりました。そういうところから、前回、予算委員会でも賛成をされた議員さんの中にもやっぱりこのことに対して少しひっかかっておられたようなご意見も沢山出ております。そういったところから、ほんうに何が今この町にとってベストなのか、十分、住民合意が得られるような資料なりを整えていただいて、議論を交わして、いい方向に進みますように今後進めていただきたいと思います。賛成討論といたしたいと思えます。

○建部議長 ほかにありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 10番 金澤です。私は、3月9日の予算決算常任委員会でも述べましたように、反対討論をします。

この防災センターの件は、私はそんなには反対する気はありませんけれども、議長、これは防災センターだけの修正ですか。そしたら、次にまたいきます。

○建部議長 ほかに。

西川議員。

○西川議員 4番 西川です。私も賛成討論をしたいと思いますが、委員長、私がしてもよろしいでしょうか。

○建部議長 はい、結構です。

○西川議員 今後のことなんですが、今、皆さんがおっしゃっているとおりなんですけど、今年度3月末までに基本設計が上がるんだという発想があるわけなんですけど、やはり議会に資料を提出するときは、口頭だけでなくして、やはりたたき台、成果品そのものが出てこない、私はまずいと思います。そういう意味合いにおいても、今回のこの見送りは修正でおろすことはいいことだと思うんです。

この際にちょっと意見を述べさせていただきたいんですが、この基本設計云々が重要視されるわけなんですけど、これちょっと近隣の市町の方にもいろいろとそれなりの方法で、言い回しで尋ねたりもしました。県職員の方にも尋ねました。

議会で資料がなくして、皆さん、議決されるんですかねという話です。要は、そんなことでは議会はやっているのかと不思議がられておりますので、今後は口頭説明ではなく、まず先に納得のいく説明資料を出していただきたいなと思います。

それと、私が常々ちょっと思っていることは、いろんなことにつけて、この件だけじゃなかったんですけど、今の道の駅のところで今、事務所が建ってますけど、あの辺でも図面が出てこないという形で、議会がほんとうのことを知らない、ちょっと軽視されているんじゃないかなと思うんですね。やはり、これはおかしいことだとも思いますし、情報公開にしてもちょっとしかりなところがあります。行政が決めた内容を議会が求めたら、これは提出してこないかんもんだろうとも思いますし、個人ではないのだから、議会としては。やはり、出していただきたいとも思いますし、長と議長が対等の立場であるとも思います。これは、そうあるはずです。町長には、編成権、提案権、執行権があるわけです。議会には、議決権があるわけです。それぞれ権限を均衡させて、独断専行をさせないという抑制、そして、適正で効率的な行財政を運営して確保していくということをせねばならないはずです。その根底は、住民福祉という問題があります。その辺のことがありますので、今後はこういうことのないように、やはり議会に提案されることはなるべく全部、資料を出していただくということを求めておいて賛成討論としたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第3号は可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午後 3時03分 休憩)

(午後 3時16分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどは、予算の修正案が可決をされました。ただいま修正議決した部分を除きます議案第31号 平成27年度甲良町一般会計予算について討論はありませんか。修正部分を除く討論です。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。私は、委員会での審議を通して明らかになった事項を踏まえ、主な理由に絞って討論いたします。

町民が直面している暮らしの深刻な現状、とりわけ滞納にあらわれた深刻な状況に象徴されているように、貧困の拡大とそれを背景とした行政への不信を根本から除去する姿勢と方針を示さなければならないことを私たちは問題にしてきました。しかし、北川町政で評価する中心的なものは、やはり官製談合疑惑の追及に始まり、議員の不正取水に対し告訴告発に踏み切った姿勢は、私は今でも大いに評価をしています。ですから、昨年9月議会で、私にも落ち度があると関係者にお詫びしたことは、まことに残念だと思っています。今からでもおそくはありません。お詫びは撤回すると表明してほしいと思っています。

さらに、9日の予算決算常任委員会で特別施策の1つである旧同和地域の固定資産税の一律3割減免は、主に2つの役割を終えたことから、3年かけて順次廃止すると答弁されたことは、遅きに失したとはいえ、地域間の垣根を取り払う上での勇気ある決断の1つとして高く評価したいと考えています。同和対策事業の主な柱であった分譲宅地の残地処分に関しても、改良住宅の払い下げ方針が示されたことも、いよいよ甲良町も変わり始めるのかなという思いの大切な前進だと思います。

評価できるもう一つは、中学校卒業までの医療費完全無料化をはじめとする町民の命と健康を守る施策の前進であります。そして、ごみの処理の問題は町民の頭の痛い問題でありますし、毎日あらわれる問題を現在、夏の2カ月だけを4カ月に延長する、このことが予算化もされ表明をされてきたところであります。

一方、課題解決に向けて方針を明らかにしなければならない問題をまだ抱えていると思います。道の駅の位置づけ、発展方向をどうするのかという点です。これは、丸山光雄議員の一般質問で取り上げた、民間に指定管理を移しながら赤字補填を続けるという問題、地元産業を育成する方策も同時に進行させるという課題などであります。

2つ目に、「躍進するせせらぎ遊園のまち」を掲げて、巨額の税金を投入して続けられてきた事業の根本的総括が全くされていないことであります。平成初期から続けられた結果、人口は減少の一途です。この現実を行政も、推進した運動団体も正面から受けとめ、この総括が町民合意に達しなければ、新たな人口増加に転じる展望は開けないものと考えます。

3つ目に、最重要課題として取り組んできた同和行政の終結宣言を行い、公平、公正な後始末と町民和解、融合を進める上でも、日野町や旧安土町などが行った完了祭を甲良町でも創意工夫して計画することが重要であることを提起

したいと思います。同時に、人権の名のもとに半ば強制的な研修参加をきっぱり中止し見直し、自主的な交流を促進することこそ重要だと考えます。

4つ目には、広域連携にかかわる湖東定住自立圏構想に伴う事業の中で、この間、甲良町の主体的判断を越えて、彦根市の計画に重心を置く施策が町の財政も圧迫していると思います。紫雲苑の全面改築、学校給食の広域合流、そして今後、計画が進むであろうごみ処理新施設の建設、不燃ごみ処分の問題など、基礎自治体としての主体的判断が尊重されるためには、広域連携全てよしとするのではなく、参加するしないは、あくまで自主的に決定できる枠組みしっかり主張すべきだと考えます。

最後に、平成27年度事業展開の中で、定住促進、人口減少克服、固定資産税の同和減免の廃止に一步踏み出す、自立促進のための念願であった改良住宅の払い下げ、分譲宅地の売却など特別事業の公正な後始末が一つ一つ着実に実行されていくかを見守り、注視してくことを強調して、平成27年度予算に対する賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 10番 金澤です。私は、27年度一般会計予算について、3月9日の予算決算常任委員会でも述べましたように、反対討論をします。

今いろいろ同和地区の問題が発言されていましたが、同和地区の土地の評価額は同和事業を進める上に、地元の同促、すなわち事業を進めるための同和促進協議会と行政とが、この土地の単価を1平米1万円で決めた経緯があります。しかし、今、この土地の単価は不動産業者によると、同和地区の土地の単価は評価できないと言っています。なぜならば、同和地区の土地は一般地区の人が売買しないと、そう述べています。また、評価できても3,000円か5,000円ぐらいだなというような評価をしています。過日、尼子駅周辺の土地の評価が出ました。平米1万6,000円強です。それで、3分の1とも5分の1とも低い同和地区の評価額をしっかりと把握もしてない中で、この制度を3年で廃止をすると、そういう総務課長の報告がありました。私は、この3年間で一般地区と同和地区の土地の評価が同等になるとは、当然思っていない。そのことを行政は全然考慮に入れていないと、それは1点、指摘しておきます。

そして、2点目は、行政は勉強不足もあるかもしれませんが、全国的にも同和地区の土地が差別を受けているという実態を全く把握していない。もっと全国的にいろんな問題が発生しているということを全国大会とか職員を派遣してしっかりと勉強してほしい。

3点目に、同和特別措置法という法律が終了したからといって、部落差別が解消したわけじゃない。過日の住民アンケートにもあるように、一般地区の町

民が甲良町に長寺や呉竹の同和地区があるのが恥ずかしいという発言をしているんです。だから、こういうことを聞いたら土地差別があるということをしつかりとこれは認めてほしい。

そして、4点目。近隣の市町がこの同和減免を廃止したと、これは昨年、税務課と運動団体と長寺、呉竹の両区長が同席して、税務課長の説明を聞きました。しかし、その協議の中ではまだまだ土地差別がある現状をしっかりと見据えて、最後に廃止の方向に持っていくけれども、今の段階では年月を切ることにはちょっと難しいんじゃないかという継続協議になっていると私たちは思っています。しかし、その協議を継続しないで、一方的に共産党議員団の質問にそういう回答を出すこと自体、これはおかしい。ということで、その件は容認できない。

最後に、この問題解決をするために、町長や担当課長が予算決算常任委員会から10日もたつのに、何らこの問題に対してアクションを起こさなかった。というふうに、住民の合意なしに一方的に制度の廃止をするということは、これは許せないということを私は申し上げて、この27年度の一般会計予算には反対いたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山光雄議員 賛成討論をします。私は、この中学校卒業までの医療費の完全無料化とか、同和地区の固定資産税、一律3割減免は3年かけて順次廃止すると、町民にとっては大きな進歩だと思います。私は大きく評価したいと思ひまして、賛成といたします。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 5番 濱野でございます。予算委員会で一番懸念をいたしておりました防災センターの計画について、ほんとうに今、甲良町では人口減少が加速しております。そんなところで財源も不足をしているというようなところで、防災センターの計画が私は懸念材料の1つでございました。今ほど、再考するというような方向に向いたかなと思います。そのことによって、残りのこの一般会計に関しましては賛成といたしたいと思ひます。

それと、ちょっと話はずれますが、私は予算委員会ของときにも少し建設水道課長にもお願いをいたしておりました。個人的な話、町長の駐車場の土地の話なんです、町道の一部占領しているんじゃないかという部分をはっきりとしていただきたいをお願いをしておきました。先日、回答をいただきましたが、全く明確なる回答ではありません。官民境界の立ち合いができていないとかあいまいな回答でございました。私も、司法書士、土地区画調査士にいろいろと教えをいただいて見ていただきました。聞くところによりますと、かなり町道

が不法占拠されている可能性が極めて高いというような判断でございました。しっかりと町民にそのようなことでどうなったのやということでお聞きをされているわけでございます。いずれにしても、町長個人の土地と言いながらも、その辺ははっきりと明確にまたお調べをいただいて、早く解決をしていただきたい、そのことを要望しながら賛成討論といたしたいと思います。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま修正議決をした部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 32号について討論をいたします。

国民健康保険事業は、町民にとっての命、健康を守る大切なとりでとなっています。その役割を担うものであります。ところが、「福祉が人を殺すとき」という本が出回りましたが、それが言われて久しくなります。社会福祉事業、社会保障、つまり生きる上でのセーフティネットがこれだけ危うく、そして、セーフティネットが壊されていていついという時代はありません。そういう中で、甲良町の国民健康保険会計、主には国の国庫支出を大幅に減らしたことから困難な問題が生じているのは事実であります。甲良町で抱える問題は、滞納者の深刻さ、そして、短期証や資格証明書の発行、こういう点でも弱者に寄り添う、この会計事業での展開をぜひとも心がけていきたいですし、甲良町の抱える貧困な状況をつぶさに見て、その対応をしていく。そして、そのもとでの手厚い施策を進めながら、滞納者には協力をぜひとも求める。取り立てだけでこの10年間を見ても前進しているわけではないんです。こういう点でもこの体制、それから認識の中心点を変えていただくことを求めまして反対討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第３２号は可決されました。

次に、議案第３３号 平成２７年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 後期高齢者の医療制度の特別会計です。議案第３３号について討論いたします。

この後期高齢者の医療制度は、もともと７５歳に達した人を特別な枠で囲んで、その枠で保険事業を営む、つまり、高齢者の罹病率の高い方を保険対象とする特別な施策です。国会でも問題になっていますが、全世界でこういう年齢を区切って老人保健の制度をつくっている国はないと聞いています。そういう点でもこの事業を進めれば進めるほど、つまり、お年寄りが長く、そして手厚い体制でケアをされようとすればするほど保険料にはね返ってくるという仕組みそのものになっています。そういう点では、あちらこちらで矛盾が生じてまして、根本的な解決の方法がとられていません。そういう点でも、この後期高齢者の保険事業は、医療を受ける体制でも差別があります。７５歳以上を越えますと、保険診療の金額が変わってきますし、病院ではもう治らないからといって追い出される状況も幾つも直接、私は聞いています。そういう点でもこの会計はほんとうに賛同できないものであることを申し述べて反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第 33 号は可決されました。

次に、議案第 34 号 平成 27 年度甲良町介護保険特別会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 介護保険事業をめぐっても、いかに利用せずに健康で長生きができるように、高齢期がそういうように迎えられるようにということで、現場ではほんとうに努力をされていることを私は高く評価したいと思います。その上で、介護保険事業も手厚くすればするほど、保険料にはね上がってくるという制度上の仕組みがあります。同時に、甲良町特有の病気、そして、健康寿命が県下の中でも低い状況にある。ですから、町をあげて健康で暮らせる健康づくりの事業をいろんな角度から展開をする必要があります。そして、国が言っているのは、介護が必要な場合でも切っていくという仕組みですが、甲良町でぜひとも構築をしていただきたいのは、介護にかからなくても健康でいられる健康づくりの制度、そして事業を展開していったほしいと思います。

長野県がこの点では先進例をつくっています。土木事業と介護保険がドッキング、非常にミスマッチのように見えますが、健康保持のためにジョギング道路をつくる、それからストックで歩ける道路、車が通らない保養のルートをつくるなど、そういう点でも工夫をされて、介護保険料を引き下げること成功している自治体が生まれています。こういうなのも見習っていただいて、今、横ばいという介護保険の利用者の状況であります、これが横ばいから下降に転じていくと、そして、健康で長生きができる、こういうまちづくりに進んでいただくことを求めて、介護保険については非常に保険料が多くなっています。この点ではなかなか容認できない問題でありますので、反対討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 34 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第 34 号は可決されました。

次に、議案第 35 号 平成 27 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算につい

て討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第３５号は可決されました。

次に、議案第３６号 平成２７年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 新築資金貸付事業は、滞納問題がやはり大きな焦点となっています。

町から提出いただきました滞納者の状況の調書であります。合計で未入額１億２００万円となります。そして、滞納者が６０人です。最高額の滞納者は約７００万円の方がおられて、上位１０名で下位の第１０位の人でも４９４万円の滞納者となっています。これは、普通の税金の滞納ではなくて、貸付金、そして担保、土地と家を抵当につけた貸付金の事業であります。そういう点でも、支払いが遅れば遅れるほど加齢が進み、そして支払い能力が落ちていきます。そして、その借金を返済する財力の点でも落ちていきます。こういう点では、根本的な対応が求められますし、そして、取り立てるということだけではなくて、しっかりと法の裁きを、法的な手続きをして調停なり、裁判所での話し合いの手続きをして、透明なルールのもとにこの滞納問題を克服していく必要があります。この新築資金の会計は、全額返済をされれば町の大事な財産が１つ確保されるという展望もきちっと、利用者、そして町民に示して、この解決の方法を示していただくことを求めて反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長　ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第３６号は可決されました。

次に、議案第３７号　平成２７年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　この事業をめぐっても、私たち住民グループと町の間で裁判を提起した問題であります。当時の５１カ所、約１万６，０００平米あったわけですが、前進面が見られます。現在、１９カ所、７，３００平米というので、箇所数は半分以下でありますし、平米数はまだ半分残っています。同時に、この残地問題は無法に占用されていることが町の行政として放置を長年されてきた問題であります。裁判でも明らかになりました、占用している間の占有料を徴収するとか、固定資産税に相当する金額を徴収するとか、こういうこともされないままきました。過去の問題として捉えるのではなく、現在もこのことが公平に、そして公正に明確に解決をされれば、同和行政、そして、ひいては同和問題の解決や理解に進んでいくものと考えます。そういう点でも、裁判で提起された問題、そして、この残地の処分をめぐる問題を正面から捉えて総括をされていないというのが、私は一番大きな問題だと思ひまして、反対討論いたします。

○建部議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第３７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長　ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第３７号は可決されました。

次に、議案第３８号　平成２７年度甲良町下水道事業特別会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　下水道会計は、２５年度末をもって同和対策事業の一環である同和減免を廃止することが明らかになりました。そして、下水道事業はそれぞれ町の事業にとって大事な点であります。そういう点では、この事業の公正な運営

をさらに進めていただくことを求めて賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、議案第39号 平成27年度甲良町水道事業会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。水道事業は、以前、私どもは賛成をしてまいりました。今回、盗水問題が明らかになり、そして、損害金、不正取水をした金額に相当する金額の損害請求が起こされ、そして、それをもとにした、5年間の過料請求も起こされました。そして、相手さんは違法であり、支払いをしないという違法を確認する裁判を提起されました。今年、判決が出たわけですが、1日の不正取水の金額が認められ、そして、5倍の過料が相当だというように認められました。しかし、金額からいっても、2年間の時効というのが問題になります。私は、町長が当初の告発をしたことは大いに評価をしたいと思います。そして、それに基づいてこの過料請求がこんだけの金額で減額をされたこと、そして、盗むことがわかるまで盗み続けることが許される、この裁判の判決を聞きますと、そういうようになってしまいます。つまり、2年間だけの請求で終わらされてしまうと。これは、とても町民には納得できないというのを私は思うわけですが、そのことを代弁をして、町長は2年間の請求で終わるとするのは、とても承服できないというのを高裁の方に控訴をしてほしかったというように思います。それが、1つです。

もう一つは、やはり盗水問題が、疑惑迫及の特別委員会もありますが、町の姿勢をしっかりとしてもらって、盗水疑惑は完全に払拭されたんだと言えるためにも、町の毅然とした対応がさらに求められるところであります。そういう点では、一時的にしろ常時の体制にしろ、盗水、漏水をしっかりと監視をし、全世帯の調査も毅然として行うということも求められてきます。そういう点では、今期27年度の予算はそういう方向を求めて賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第26 甲良町盗水疑惑特別委員会調査報告を議題といたします。
報告書が提出されておりますので、盗水疑惑特別委員会の調査報告を求めます。
西川委員長。

○西川盗水疑惑特別委員会委員長 読み上げて報告にかえます。

平成27年3月20日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

甲良町盗水疑惑特別委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1 調査事件。

盗水疑惑等に関する事項について。

2 特別委員会の設置。

設置年月日 平成25年9月20日。

調査の目的 甲良町において、盗水疑惑等の問題が発生しており、多くの町民が早く疑惑を払拭し、不正を許さない水道行政を望んでいる。甲良町議会としても、町民の負託に応えるべく、この問題の事実解明に取り組み、速やかな解決を図る。

委員の人数 議長を除く11人。

委員長、副委員長及び委員の氏名。

委員長 西川。副委員長 野瀬欣廣議員。委員 西澤伸明議員、金澤博議員、丸山恵二議員、藤堂一彦議員、木村修議員、丸山光雄議員、濱野圭市議員、阪東佐智男議員、山田裕康議員。

3 調査の経過。

第1回委員会 平成25年9月20日。委員長、副委員長の選出。

第2回委員会 平成25年12月11日。委員会の今後の進め方について検

討。

第3回委員会 平成26年3月14日。

1 調査項目の設定。

同意書がなくても調査をしている自治体の有無について。ありの場合は、その調査方法について。

水道検針員からの検針時における異常使用の報告があるか。

水道メーターの交換時の不正配管確認の実績報告および担当者立ち合い実績の報告について。

水道事業開始当初からの上水道施工業者名および工事实績と資格者について。

本管からメーターまでの調査診断方法の検討および概算費用について。

調査期間中の担当職員増員の必要性について。

第三者機関への盗水調査の委託について。

水道の有収率の推移について。

水道使用量の平均的な世帯を下回る世帯の字別件数について。

2 聞き取り対象者の決定。建設水道課長および建設水道課参事。

第4回委員会 平成26年6月10日。

1 調査項目について、担当課への聞き取りを行い、その後、委員会で協議。

2 追加調査項目の設定。

同意書の問題点について。同意書なしでは調査に入れないか。

水道使用量の平均的な世帯を下回る世帯の字別件数について、対象水栓住居地の確認を行い、世帯の絞り込みをする。

近隣市町および県内他町との有収率、年度別の比較について。

直近10年間程度の有収率集計表、年度別について。

盗水等不正配管を見つけるために、専門業者の参考意見について。

過去の盗水実例3件について、町としての総括はどうされたか。

丸山プロパンが発言し、知っていると言われる数十件について、その後の調査はどうされたか。

メーター交換を行う外部専門業者導入への問題点について。

第5回委員会 平成26年9月17日。

追加調査項目について、担当課への聞き取りを行い、その後、委員で協議。

第6回委員会 平成27年1月22日。

調査報告書の取りまとめについて。

第7回委員会 平成27年2月12日。

調査報告書案について。

第8回委員会 平成27年2月24日。

調査報告書案について。

第9回委員会 平成27年3月10日。

調査報告書案の最終取りまとめについて。

4 調査の経過概要とまとめ。

本委員会は、本町において発生した盗水疑惑問題の事実解明に向け、平成25年9月20日に盗水疑惑特別委員会を立ち上げ、以後、調査項目の設定や担当課への聞き取りなど疑惑解明に向け、9回の委員会を開催し、協議を重ねた。多くの町民が早く疑惑を払拭し、不正を許さない水道行政を望んでいる。本議会としても、町民の負託に応えるべく、盗水疑惑の解明に向けた調査の方法や防止策の検討等を行った。

町は、甲良町給水条例第34条に基づき、メーター器までの検査を実施することが可能であることを確認した。

調査について、音波探知機や地中埋設物探査レーダー等の機器による調査ができないか検討したが、高額な割に給水管が細いため、判別することが難しく、正確に把握するには掘削調査が有効であり、居住者等の同意があれば、宅地内への立ち入り調査ができると判明した。（水道法第17条第1項）

また、水道検針による過少水量家庭の特定については、生活実態との整合が困難であり、不正の有無を決定づけるものではなかった。

丸山プロパンが発言し、知っていると言われる不正配管工事をした町内の数十件については、個人の特定ができておらず、行政の積極的な解明に向けた姿勢が見えてこない等、9回に及ぶ委員会で活発かつ慎重に協議を重ねたが、残念ながら盗水疑惑の解明には至らなかった。協議の結果を踏まえ、以下のことを町行政に強く要望する。

1 本町から疑惑を一掃するため、町議会議員や本町在住職員全員が調査に協力する同意書を提出すること。また、町民に対しては疑義が生じた場合には、調査のための宅地内に立ち入ることに同意を求め、理解が得られない場合には警察等の協力を得ながら、法的手段を含め毅然とした対応をすること。

2 漏水、盗水などの不正を許さない水道行政を推進するため、町給水条例第34条に「水道メーターの定期交換時および緊急を要する場合の交換作業時には、当該居住者に対して立ち合いを求め、宅地内水道栓の開閉を行い、機器が正常に機能しているか確認をする」の新たな項目を加え、メーター交換時には必ず職員が立ち会うこと。

3 新規水道加入者や名義人変更の届け出があったときには、同意書の提出を求め、疑義がある場合には宅地内への調査、診断ができることを条例に明文化すること。

4 水道メーター逆転不能装置または刻印による処置ができないかを検討し、不正使用防止策を実施すること。また、未使用の水栓箇所の実態調査を実施し、

新規申請までは使用不能にすること。また、年に２回は定期点検を実施すること。

５ 水道検針による過少水量家庭の実態を把握し、不可解な家庭と判断した場合には、関係課にも協力を求め、適正な使用量かの精査を行い、その記録を保持すること。

６ 融雪時や夏季の道路への長期間放水について、職員による町内巡視を実施し、上水道か井戸水かの確認と当月使用量のチェックを行うこと。

７ 有収率低下について、石綿管取替工事が完了した平成２１年度の有収率は９１．８％と向上したが、その後、下がり始めて、平成２５年度は８１．６％まで低下した。職員を増員してでも早急な漏水、盗水調査の実施を行い、有収率の向上に努めること。なお、要員確保にあたっては専門的な知識のある調査員や水道事業者への委託等を検討し、実現されたい。

８ 丸山プロパンが発言し、知っていると言われる数十件の不正配管住宅の事実解明を徹底して追求することが責務である。また、平成１３年から１５年にかけての不正取水事件を含め、行政は長年この問題を放置し、蔓延させてきた背景および責任を早急に総括し、積極的かつ前向きな姿勢で解明調査にあたること。少なくとも明らかになった丸山プロパンに対しては、指名停止等の行政処分を科するとともに、警察等の協力を得ながら器物破損や窃盗幫助の容疑に対する刑事告発を検討すること。

９ 町民に対しては、有収率低下に伴う水道事業の損害の現状を広報等で周知し、健全な水道行政を推進するため、漏水、盗水調査への自発的な協力が得られるよう努めること。

以上、不正のない、笑顔で暮らせる明るい町となるよう、町長をはじめ職員一同、なお一層の奮起をお願いし、盗水疑惑特別委員会の調査報告とします。

○建部議長 盗水疑惑特別委員会委員長の調査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第２７ 発議第２号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第２号 甲良町盗水疑惑特別委員会調査報告決議（案）。

地方自治法第１１２条および会議規則第１４条の規定に基づき上記の議案を提出する。

平成２７年３月２０日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西川議員。

賛成者 同じく野瀬議員。

○建部議長 本案につきましては、盗水疑惑特別委員会の西川委員長から提案説明を求めます。

西川委員長。

○西川盗水疑惑特別委員会委員長 読み上げて決議案とさせていただきます。

甲良町盗水疑惑特別委員会調査報告決議（案）。

本町において発生した盗水疑惑問題の事実解明に向け、平成25年9月20日に盗水疑惑特別委員会を立ち上げ、以後、調査項目の設定や担当課への聞き取りなど疑惑解明に向け、9回の委員会を開催し、協議を重ねた。多くの町民が早く疑惑を払拭し、不正を許さない水道行政を望んでいる。本議会としても、町民の負託に応えるべく、盗水疑惑の解明に向けた調査の方法や防止策の検討等を行った。

行政の積極的な解明に向けた姿勢が見えてこない等、9回に及ぶ委員会で活発かつ慎重に協議を重ねたが、盗水疑惑の解明には至らなかった。協議の結果を踏まえ、以下のことを町行政に強く要望する。

1 本町から疑惑を一掃するため、町議会議員や本町在住職員全員が調査に協力する同意書を提出すること。また、町民に対しては疑義が生じた場合には、調査のための宅地内に立ち入ることに同意を求め、理解が得られない場合は警察等の協力を得ながら、法的手段を含め毅然とした対応をすること。

2 漏水、盗水などの不正を許さない水道行政を推進するため、町給水条例第34条に「水道メーターの定期交換時および緊急を要する場合の交換作業時には、当該居住者に対して立ち合いを求め、宅地内水道栓の開閉を行い、機器が正常に機能しているか確認をする」の新たな項目を加え、メーター交換時には必ず職員が立ち会うこと。

3 新規水道加入者や名義人変更の届け出があったときには、同意書の提出を求め、疑義がある場合には宅地内への調査、診断ができることを条例に明文化すること。

4 水道メーター逆転不能装置または刻印による処置ができないかを検討し、不正使用防止策を実施すること。また、未使用の水栓箇所の実態調査を実施し、新規申請までは使用不能にすること。また、年に2回は定期点検を実施すること。

5 水道検針による過少水量家庭の実態を把握し、不可解な家庭と判断した場合には、関係課にも協力を求め、適正な使用量かの精査を行い、その記録を保持すること。

6 融雪時や夏季の道路への長期間放水について、職員による町内巡視を実

施し、上水道か井戸水かの確認と当月使用量のチェックを行うこと。

7 有収率低下について、石綿管取替工事が完了した平成21年度の有収率は91.8%と向上したが、その後、下がり始めて、平成25年度は81.6%まで低下した。職員を増員してでも早急な漏水、盗水調査の実施を行い、有収率の向上に努めること。なお、要員確保にあたっては専門的な知識のある調査員や水道事業者への委託等を検討し、実現されたい。

8 丸山プロパンが発言し、知っていると言われる数十件の不正配管住宅の事実解明を徹底して追求することが責務である。また、平成13年から15年にかけての不正取水事件を含め、行政は長年この問題を放置し、蔓延させてきた背景および責任を早急に総括し、積極的かつ前向きな姿勢で解明調査にあたること。少なくとも明らかになった丸山プロパンに対しては、指名停止等の行政処分を科するとともに、警察等の協力を得ながら器物破損や窃盗幫助の容疑に対する刑事告発を検討すること。

9 町民に対しては、有収率低下に伴う水道事業の損害の現状を広報等で周知し、健全な水道行政を推進するため、漏水、盗水調査への自発的な協力が得られるよう努めること。

上記の項目に対する回答を、平成27年6月定例会開会まで報告を求める。

以上、決議する。

平成27年3月20日。

甲良町議会。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。委員長報告の一番最後のところにあります「笑顔で暮らせる明るい町」となるための1つ大事なことだというように、私はこの解明がされることが大事だと思っています。そういう点でも、決議の中にあります(8)のくだりであります。中ほどの「行政は、長年この問題を放置し、蔓延させてきた背景および責任を早急に総括し、積極的かつ前向きな姿勢で解明調査にあたること」と。この中にも年限が明記されていますが、平成13年から15年にかけて発覚した3件の不正取水、これは刑事告発に、少額だということで至りませんでした。そして、その問題を総括した、どういう状況であるのかについても明らかになりませんでした。そういう点では、私はいろんなさまざまなタブー、地位がある人とか、それから議員だとか、それから特定の地域だとか、それからそういうなかなか言うことを聞いてくれない人とかいう

のは、そういう問題を乗り越えて町行政と町民の世論でこの間、1件でありますけども、1つ明らかにして解決の方向に進んだわけです。しかし、この中にもありますように、丸山プロパンの二十数件というて問題になっていますが、このことから解決をしていく必要があることで、盗水疑惑の委員会が設置をされてきました。

全体として町行政がそういう不正を許さず、そして水道事業が公正に営まれるという点で、一つ一つ問題解決に、この9つの点に努力をされることを求めて賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第2号は可決されました。

ただいまの委員長報告ならびに決議案の可決をもちまして、盗水疑惑特別委員会の調査を終了いたします。

次に、日程第28 請願第1号を議題といたします。本請願につきましては、西澤議員と丸山光雄議員が紹介議員となっておりますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 文案を読み上げまして、提案説明にかえさせていただきます。

年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願。

請願趣旨。

市民の福祉増進への日ごろのご尽力に敬意を表します。

さて、政府は来年度予算案で、医療、介護、生活保護、年金といった社会保障にかかわる予算を軒並み減額しています。中でも年金では、今年4月分以降の来年度の年金改定率は0.9%にとどめるとしています。物価上昇率が2.7%、賃金上昇率が2.3%となっているにもかかわらず、マクロ経済スライドを初めて発動することによって、過去の物価下落分を理由にした0.5%の年金削減分とマクロ経済スライド調整率0.9%とを合わせて1.4%、年金の引き上げを抑制するというものです。このことは、物価が上昇する中、年金受給者の生活を直撃することは必至です。

これにとどまらず、政府はマクロ経済スライドを基礎年金部分について、向こう約30年にわたって適用し、年金を下げ続けようとしています。その結果、全国民の4分の1に当たる年金既受給者のみならず、これから年金を受給することになる現役世代まで影響が及び、現在35歳の青年が年金受給者となるときに受け取る年金水準は、現在よりも約30%低い水準になってしまいます。

マクロ経済スライドとは、2004年の年金改革時に導入された年金の給付水準を自動的に調整する仕組みです。年金改定に際して、保険料を負担する現役の減少と高齢者の長寿化に併せて上げ幅を縮小するというものであり、賃金、物価が上がっても年金をほとんど上げず目減りさせる仕組みです。この仕組みについて制度導入当時、政府は名目年金額そのものは引き下げないという歯どめがあると盛んに強調していました。しかし、昨年10月15日の社会保障審議会年金部会において、政府、厚生労働省は年金額改定、スライドのあり方を議題に取り上げ、マクロ経済スライドの改悪を提案し、その歯どめを廃止して、賃金、物価が下がっても調整して、年金額の引き下げを可能にしようとしています。つまり、例えば物価が0.5%下がった場合、調整率を1%とすれば年金額が1.5%削減されることになります。

こうしたとめどもなく減らされる年金に対して、高齢者のみならず、これから年金を受け取ることになる現役世代にも大きな不安が広がっています。年金の削減は老後貧困と言われるように、国民生活に重大な影響を及ぼすだけでなく、個人消費の一層の低迷を招き、日本経済の健全な発展にも深刻な影を落とそうとしています。国民生活を守り、日本の経済を健全に発展させる上からも、貴議会が下記事項を地方自治法第99条の規定による意見書として国に提出されるよう請願いたします。

請願事項。

向こう30年間にわたって年金を下げ続けるマクロ経済スライド発動中止を求める意見書を採択してください。

2015年2月24日。

請願団体。

日本年金者組合 滋賀県本部 彦根愛知犬上支部。

執行委員長 八田光雄。

連絡先は以下のとおりです。

高齢者が生活をする上でのよりどころとなっています。老後の生活安定をさせる上でも、また、健康で暮らせる保障をきちっと財政面からも保障する上でも、このマクロ経済スライドの発動によって年金が引き下げられる。このことについて、国に対してきちっと議会が異議を唱えるという役割をぜひ果たしていただきますよう、賛同いただきますよう提出者の紹介議員としてお願いをし

て、提案をさせていただきます。

○建部議長 ここでお諮りいたします。これより審査願います請願第1号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○建部議長 ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択することに決定いたしました。

次に、日程第29 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第30 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布しておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月5日開会の平成27年度当初予算を含む全ての議案のご審議をいただき、本日ここに閉会日を迎えることとなりました。16日間の会期で議案内容についていろいろとご審議をいただきました。特に、この平成27年度の当初予算においては、将来的な大きな1つのプログラムである防災センター、この件については、この26年度に当初予算で基本設計等を含む設計予算を計上させていただき、そして議員各位のご承認もいただいてスタートしている、そういう経緯もございました。しかし、本日、議員提案で修正動議が可決され、実施設計予算については一応36億から2,000万削除するということで、27年度当初予算はご承認をいただいたということでもあります。我々も基本設計をさせていただいて、設計業者さんからの基本設計がなかなか出てこなかった。そして、3月に入ってから、その第1案が提示をされて、課内で検討の結果、一部修正をお願いしたいというようなことから基本設計の最終案がようやく出るところまで来たというようなことで、実施設計についての議員の皆さんとの議論、意見をいただく、そういう場が持てなかったということは深く反省をさせていただきたい。今後は、基本設計が今月中にしっかり出てきておりますので、次の全協なり、あるいは6月議会なりにお示しをさせていただいて、そして、皆さんに意見を聞きながら先進地の視察もし、時間をかけて集約をさせていただいて、実施設計に入るといのような形で少しスパンを置いて検討させていただこうかなと思っております。そういう意味では、我々も行政の立場としてしっかり反省するところはして、そして、議員各位の意見を十分に取り入れ、町民の皆さんの意見も取り入れ、最終的には素晴らしい防災センターが手がけられる、そういう体制を時間をかけてつくっていききたいとも思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それと、今議会にかかわらず、最近の議員の皆さんからの発言の中に、よく審議の最中に資料を出してほしいという話がよくございます。これも大事なことでありますが、行政サイドとしては議案書を先に皆さんにお配りをしております。したがって、その議案書をチェックさせていただいて、わからん部分については前もって担当課の方に出向いていただいて、それに関する資料を出せというようなご指示をいただいて、そういう資料を前もって見ていただいて、議会の審議の中で建設的な意見にそれを反映してもらおうということも非常に大事なことです。土壇場で審議の最中に資料を出しても、多分、議員の皆さんも理解がしにくい。前もって資料を持っておれば、十分にその資料に基づいてもっと建

設的なすばらしい意見なりもしていただけるのかなと思いますので、そういう点も少し議員の皆さんも考えていただけたらありがたいかなとも思っております。

今日は、道の駅、民間企業3事業者さん、共同企業体と12時半から調印式をさせていただきました。協定書につきましては、担当課の方で資料がございますので、いつでも言っていただいたら提出をさせていただきます。名実ともに4月1日より民間企業に、この道の駅の運営を受けていただくこととなりました。我々も当初、JV、これもいろいろ考えて取り組んでまいりましたが、うまくいかなかった点もございました。この2年間の中で担当者的一生懸命頑張っていたでいて、ようやく民間企業に委託をしても大丈夫だというような形まで業績としても上がってきたということで、民間業者もこれやったら我々が受けてみようというような企業が出てきて、本日、調印式を迎えることになりました。その間、議員各位の皆さんには、道の駅についてはいろんな意見もございましたが、協力もいただきましたことも併せて感謝を申し上げたいと思いますし、これからもやはり手が離れたとはいえ、甲良町の一番大事な拠点施設であります。しっかりとフォローもしていきたいし、皆さんの協力もお願いしたいなとも思っております。

最後になりますが、この3月いっぱい金田教育次長が定年退職を迎えます。長い間、皆さんにはいろいろとご迷惑をかけ、ご指導もいただきました。無事、定年を迎えるということになりました。ほんとうにその件についてもありがとうございました。教育次長も退職後はしっかりと第2の人生を計画して進んでいっていただきたいと、健康に留意して頑張っていきたい、そういうふうにも思っております。長い間、大変ご苦労さんでございました。

これから日一日と暖かくなってまいります。明日は、暑さ寒さも彼岸まで、ちょうど春分の日を迎えます。議員各位もそれぞれの立場で今後も議会運営に頑張っていきたいという思いもしておりますし、また、建設的な意見もしっかりと我々もいただきながら取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とします。ご苦労さまでございました。

○建部議長 これをもって、平成27年3月甲良町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 4時31分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 川 誠 一

署 名 議 員 濱 野 圭 市